

○栃木市資源物持ち去り防止要綱

平成22年3月29日

告示第86号

(目的)

第1条 この告示は、ステーションから資源物を持ち去る行為を防止するために必要な事項を定めるとともに、市民のリサイクル意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源物 家庭から排出される一般廃棄物のうち、古紙、アルミ缶、スチール缶等の再資源化できる物をいう。
- (2) 市等 市及び市から資源物の収集業務を受託した者をいう。
- (3) ステーション 資源物を市等が回収するまでの間置く場所をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、ステーションからの資源物の持ち去り防止に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、ステーションに排出された資源物が市等に回収されるべきものであることを、当該資源物に表示するよう努めるものとする。

(遵守事項)

第5条 ステーションに排出された資源物は、市民が市等の回収及び資源化のために排出したものであるから、市等以外の者は、当該資源物を持ち去ってはならない。

(現地調査等)

第6条 市長は、市民から資源物の持ち去りの報告を受けたときは、現地の調査その他必要な調査を行うものとする。

2 市民は、前項の調査に協力するものとする。

(持ち去り者への指導等)

第7条 市長は、持ち去り者を特定したときは、警察その他の関係機関と連携し、当該持ち去り者に対し必要な指導を行うものとする。

2 市長は、持ち去り者が前項の指導に従わないときは、持ち去り者の氏名又は名称、持ち去りに使用した車両名及びその登録番号を公表するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年3月29日から施行する。